

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(その日は、
休むこと
がたると
する)

目 次

◆ 公 告 自衛官の募募 (消防防災課)

公 告

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、昭和62年度第3次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

昭和62年10月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 採用する自衛官

二等陸士、二等海士及び二等空士

2 募集期間

昭和62年10月1日から同年12月31日まで

3 試験期日

募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律 (昭和28年法律第178号) に規定する休日

4 試験場

鳥取市鍛冶町18—3

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市見日町709

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町327

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

5 採用予定月

募集期間中の毎月

6 その他

(1) 応募資格

採用予定月の1日現在で満18歳以上25歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法 (昭和22年法律第26号) に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法 (昭和29年法律第165号) 第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものとする。

(2) 試験科目

ア 筆記試験 (国語 (作文を含む。)、社会及び数学)

イ 身体検査
ウ 口述試験
エ 適性検査

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む。)】